（第２期）

第５回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成２８年　９月２６日（月）
午後１時３０分～４時３０分
松本市役所議員協議会室

出席委員１１名
荒牧重人会長、森本遼副会長、豊嶋さおり委員、西森尚己委員、奈良祐美委員、西口恵理子委員、中林友子委員、塚田道彦委員、伴野英雄委員、臼井和夫委員、神津ゆかり委員

【課長】
それでは、定刻となりましたので、第５回子どもにやさしいまちづくり委員会をはじめます。私は、司会を務めます、こども育成課長の山口洋明と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。
本日は、１１名の委員の皆様にご出席いただいており、これは、子どもの権利に関する条例施行規則１６条２項に定める会議の成立要件を満たしていることをご報告します。
では、はじめに、会長からごあいさつをお願いします。

【会長】
先日の子どもの虐待通告件数が１０万件を超えたというニュースがありました。子どもの虐待については、状況が好転しているどころか厳しくなっており、皆さん心を痛めていると思います。
この間、子どもの格差貧困問題については、行政でも色々な所で取り組まれています。以前申しあげたとおり、子どもの格差貧困を考える際、国連やユニセフは、単に経済的な問題が解決すれば済むというのではなく、権利が侵害されている状態であると捉えています。つまり、子どもたちの生活が厳しい状況にあるということは、学ぶ権利や遊ぶ権利など含めて、子どもの様々な権利が侵害されている状況であると考えています。
権利というものは、分け与えると考えるのではなく、総合的に保障する取り組みが必要ですが、松本市が子どもの貧困問題に取り組むときには、子どもの権利条例があります。子どもの貧困問題は、一般的に、親の経済状況について対策するなど、子ども抜きで考えられることが多くあります。しかし、松本市は子どもの権利条例があり、まち全体で子どものことを考える方向を活かしていけたら良いと思います。そういう意味で、この委員会の意味は非常に大きいと思いますので、皆さん、宜しくお願いします。

【課長】
ありがとうございました。続いて、今回初めて出席される委員さんから、自己紹介をお願いします。

≪自己紹介≫

【課長】
それでは、会議に移ります。条例の規則第１６条により会長が議長となりますので、会長から議事の

進行をお願いします。

【会長】
議事に入る前に、委員の皆さんのなかには、子どもの権利について、条例制定から関わっていた方や今回の委員会で初めて関わった方など様々な方がいらっしゃいます。議論が分かり辛いときなどは、その都度ご質問いただいて構いませんので、お願いします。
本日の協議事項では、計画がどのように進まれているか検証することになります。あえて、評価ではなく検証という言葉を使っていますのは、現場の声、行政やＮＰＯの取組みを踏まえながら、少しでも施策を進行していこうという趣旨です。行政にとっては、通常のＰＤＣＡサイクルとは異なる検証方法になりますが、専門家や関係市民とともに条例をより良くするための手段として捉えていただきたいと思います。議論のなかで、より子どもにやさしい松本にしていくため、建設的な対話をお願いします。
今回は、前半が、普及・学習支援について、後半は相談・救済の充実について検証していきます。
それでは、まず、報告事項子どもの権利アンケートについて、事務局からお願いします。

≪事務局　説明≫

【会長】
前回の委員会でもお話したとおりですが、問４・５・６の項目が表わす、自己肯定感の数値がいずれも前回調査から高くなっており、他の自治体の調査と比べても少し高めになっています。多治見市が同様の計画で自己肯定感７５％を目指しており、今年は７１％を目指しています。更に、問１９・２１についても高い数値になっています。特に、問２１については、学校の先生が子どもの考えを積極的に聞こうとしていると評価して良いと思います。積極的に評価できるところは評価していきたいと思います。
アンケート結果は公開されますか。

【事務局】
今後公開予定です。

【会長】
良い数値は強調して良いと思います。ただし、問８について、「内容まで知っている」と答える子どもが激減しているのは、注意が必要です。
このアンケートは、委員会の基礎データになりますので、委員の皆さんには、アンケートを改めてご覧いただき、評価できる点などは事務局に連絡していただきたいと思います。課題は、成果の上に立った上での課題でないと次の活動につながりませんので、是非積極的な評価をいただきたいと思います。
それでは、協議事項に入ります。総合的に施策を推進するということですので、まず施策の方向２「普及・啓発」について、課ごとに報告をいただきます。質問については、全体をとおして時間をとりたいと思いますので、お願いします。

≪こども育成課　説明≫
≪人権男女共生課　説明≫
≪広報課　説明≫

≪学校指導課　説明≫
≪中央図書館　説明≫

【会長】
以上、子どもの権利の普及に関わる事業について、ご質問などございますか。

【委員】
中央図書館の取組みについて、子どもの権利の視点を取り入れて、２７年度行ったこと、担当課の評価を具体的に教えていただきたい。

【中央図書館】
２７年度実施した内容で、子どもの権利に関する本を特に選定したりはしていません。本と子どもを結びつけるという点から、子どもの権利に関わる事業として、継続実施しているものです。今後も、子どもの知る権利の保障の観点から、継続実施していきたいというのが担当課の評価です。

【委員】
行動計画２１４番「図書館で子どものいのちや子どもの権利に関する資料を収集し、活用します。」に関する、事業名が「おはなし会」となっているので、おはなし会の報告をしていただいたと思います。行動計画２１４番で、図書館と子どもの権利との関係を取りあげていただいたこと自体に意義があると考えておりますが、これについては、「おはなし会」で伝わる部分は少ないので、ロビー展示などで、多くの書架に埋もれてしまっている子どもの権利に関する本を取りあげるなど、他のやり方があると思います。今回は検証の機会ですので、行動計画２１４番自体を考えていく必要があるのではないかと思います。

【会長】
少なくとも、子どもの権利条例のもとでの施策を推進しているとは現状では言えないと思います。「おはなし会」のなかで、１回でも子どものいのちや権利に関する本を扱う、関連した本の紹介をする、最低限でも子どものいのちや権利に資する本についての資料を中央図書館として収集しておくなど、中央図書館として、子どもの権利に関連したことをどう検討しているかが重要です。
図書館で子どもの権利に関わる取組みをしていないとは思っていませんので、従来の事業のうち、子どもの権利に関わる部分を位置づけ直し、新たに事業を展開し、子どもの権利に関する事業について自覚的に取り組んでいただきたい。
中央図書館だけの取組みには限界があると思うので、関係のある団体と協力して特別展示をするだけでも違うと思います。
他に、いかがですか。

【委員】
１１月は人権月間で、学校でも同じように人権学習に取り組んでいます。これに関連した読み聞かせの依頼もあります。依頼を受け、いじめなどをテーマにした本の読み聞かせをするようにしています。図書館も同じように１１月は人権月間だから、などとアピールしながら関連する本を読み聞かせたりし

ていってはいかがでしょうか。

【会長】
様々なアイディアがあると思います。子どもの権利に関する条例を推進していくためには、中央図書館としてどう取り組んでいくかを検討していっていただきたいと思います。
市が子どもの権利の推進に取り組んでいないとは考えていませんし、実際に取り組んでいると思います。「おはなし会」も同じく、子どもの権利に資する取り組みを既に行っていると思いますが、自覚的にならない限り、「子どものため」「子どもの目線」と言うのみで終わってしまうと思います。広報課についても同じことが言えます。広報誌では特集を組んでいるようですが、市政広報番組では、どのように条例を組み込んでいったのか、「子どもにやさしいまちづくり」にどのようにつなげていくのか、考えながら事業を位置付けていかなければ、検証や評価にはつながりません。そういった検証、評価を行政だけでなく、この委員会で一緒に取り組んでいきたいと思っています。
特に広報については、我々が伝えたいことを伝えるだけでなく、子どもたちがどのようなことを知りたいと思っているのか、どんな情報を求めているのかを常に考えていかなければなりません。このためには、子どもたちの意見を聞かなければなりませんが、意見を聞くと時間も手続きも内容も、複雑になってきます。広報予算は、松本市に限らず、全国的に削られている傾向にあります。限られた予算のなかですので、広報課のみで取り組むのではなく、関係団体に協力を仰ぐように取り組んでいけば良いのではないでしょうか。
まとめとしまして、子どもの権利に関する条例や計画をどう活かしていくか、お互いに対話を重ねて検証していきたいと思っていますので、お願いします。
他に、いかがでしょうか。

【委員】
事業番号７８、７９について、道徳の授業も人権教育も、毎年行うものだと思いますが、子どもの権利に関する条例ができてから、どのような工夫がなされたのか、具体的に教えていただきたい。

【学校指導課】
実際には、学校指導課が主導して内容を決めることはありません。学校にお願いをして、学校の工夫で行ってもらっているところが多く、今日の委員会に参加したなかで、考えていなければならないと思っています。
各学校で人権教育として扱っているものは、いじめに関するものであったりはしますが、いじめ問題ひとつを取りあげるのではなく、子どもたちの生きる権利に関わるなど、重複する部分も出てきています。その点についても、子どもの権利に関する視点を取り入れて、再度考えていきたいと思います。

【会長】
学校における子どもの権利教育については、取組みがあまりありません。国連子どもの権利委員会が、毎年学校のカリキュラムに子どもの権利教育を取り入れるよう勧告していますが、そもそも文部科学省の学校指導要領には組み込まれていません。文部科学省の言う道徳教育は「自分自身に関わること」「他の人とのかかわりに関すること」「自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「集団や社会とのかかわりに関すること」という項目になっているので、そのなかで「子どもの権利」を位置付けていこうと

したら、松本市独自の工夫が必要になってきます。国に示された内容で取り組めば良いかと言うとそうではなく、特に国レベルでは、権利よりも義務を強調し、大人が求める規範意識が多く打ち出されています。松本の場合は、子どもを主体に置いています。この委員会でも強調しているように、権利意識の根幹は、「自分自身が大切に思われている」「自分はかけがえのない存在である」という実感があることです。この実感がなければ、学力を向上して自分自身を良くしようという考えにつながっていきません。ですので、権利意識の根幹である、自分自身がかけがえのない存在であるという実感を支えていこうというのが子どもの権利に関する条例です。こうした点から、子どもの権利教育は、道徳と関係しますが、国から示されていない以上、松本市独自にその関係を示していかなければなりません。教育委員会も学校の先生も大変な仕事となりますが、それにチャレンジしていかなければ、子どもたちの権利意識は高まっていきません。実は、子どもたちの権利意識は年齢が上がるにつれて、低くなっていきます。人権教育を重ね、年齢が上がるにつれて権利意識は高くなるべきであるのに、実際はそうではありません。これについて考えていく必要がありますが、何かありますでしょうか。

【委員】
　人権を扱うときは、当然道徳となりますが、中学校については、３０年度から３１年度にかけて、道徳の教科化が言われています。つまり、教科書が提示されるようになるので、学校で自由にできなくなってくると思います。ただし、文部科学省から示される教育課程は守ることは前提としても、子どもの権利に関しては教科書に載っていないから扱ってはいけない、というわけではないと思います。方法としては、年間３５時間の道徳の授業のなかで位置付けていく方法と、道徳から少し外れて特別活動の時間や１１月の人権月間における授業で位置付けていく方法、社会科の公民のなかで位置付けていく方法が考えられます。そういった工夫をしながら、位置付けていくことは十分可能だと思います。

【会長】
　実践教育はそういった工夫などの取り組みをまとめたものと考えて良いですか？

【学校指導課】
　はい。

【会長】
　それは、非常に重要なことだと思います。こうしろ、ああしろと指導するのではなく、どういう実践がされているかをお互いに知ることは大切だと思います。
　他に、いかがですか。

【委員】
　学校人権教育に関わってきた立場としまして、同和対策事業特別措置法が時限立法として存在した頃にくらべて、なくなった現在は、人権教育が後退していると感じます。人権教育は、子どもの権利に関する視点など、更なる取組みが可能なのではないかと思います。
　同和教育と言われていた時代は、全教育活動における同和教育ということが声高に言われていました。今日の資料を見ると、道徳教育が全教育活動において行われているようですが、人権教育にもっと取り組んでもいいと思います。人権教育が、教育の根幹にならなければ、いじめ問題も差別問題も解消しな

いのではないかと思います。

人権教育で子どもの権利について扱うこと自体も勿論大切ですが、指導計画を教育委員会主導で打ち出していっても良いのではないかと思います。子どもの権利条例を根付かせるためには、学校主導として任せるのではなく、教育委員会からの働きかけが必要だと思います。

【会長】

同和対策事業特別措置法という時限立法がなくなった後、人権教育推進法が制定されています。これにより、人権教育を全ての教育の基本におくとこととなっていますが、全体的に埋もれてきているのが実情です。

また、今日の道徳の基本は人権です。道徳というものは、どうしても上からの規範意識の押しつけ教育になりかねず、また、文部科学省の考えをベースにすると、道徳教育のなかには子どもの権利教育が含まれてきません。いじめの問題についても、法務省は子どもの権利侵害と考えますが、文部科学省は教育指導の問題ととらえ、教師に負担を課すという結果になります。そういった意味からしても、教育委員会などの現場が取り組んでいく必要があります。ただし、松本市の考え方は、いじめ問題であっても、教師や学校だけが頑張るのではなく、市全体で支えていくという考え方なので、この点についても留意していただきたいと思います。

他に、何かありますでしょうか。

【委員】

これまでも発言したことがありますが、整理のために重ねて発言いたします。

専門知識のある団体と連携をとりながら。「専門知識のある団体」をどのように選定し、どのように連携していくのか、などの具体性についてもう少し見えてくると良いと思います。

ただいまの人権の問題でも、先生方が積極的に取り組んでいることは、ありがたく承知していますが、現在松本エリアで活動している団体のなかにも専門知識があり、子どもの育ちに関わる団体がたくさんあります。そうした団体が、どんな人権や子どもの権利等に対するメニューが提供できるのか、一覧を用意して、学校がそこから授業の際に必要なメニューを選べるような体制がとれれば、非常に有効なのではないかと思います。学校と市だけで取り組もうとせず、専門知識のある団体についても考えていただき、一歩一歩でも進んでいけば良いと思います。

【会長】

子どもの権利に関しては、継続性が重要です。つまり、生まれてから１８歳になるまでの間となると、学校だけが取り組むのでは足りません。そういう意味で、読み聞かせを行ったり、絵本を作ったりして就学前から子どもに働きかけていくことは重要だと思います。子どもの権利という直接的な言葉をつかわずに、大切なことを伝えられるのは、むしろ、就学前の小さい頃だと思いますので、こういったものを活かしていく必要があると思います。

先ほどの広報課の案件や、人権男女共生課のポスター展の部分も、条例や計画があることによって、子どもの権利の視点をどのように取り入れたのか、というものを提示していただきたい。例えば、ポスター展は以前からやっているものであり、それは重要なものなのですが、条例ができたことによってどう変わったのかを提示していただきたいと思います。

委員会では、子どもたちに子どもの権利のことをどう届けるかを重視していますので、お願いします。

他に、いかがでしょうか。

【委員】

会長のお話にあったとおり、子どもたちや市民にどう伝えるのかを重点的に考えていただきたい。

紙芝居や絵本など、折角の取組みですので、どんなクオリティのものなのか、どんな言葉で伝えているのか、紙芝居や絵本を見たときの子どもの反応や、親や先生たちがどんな話で盛り上がるのか、見えるようになれば、紙芝居や絵本の紹介も広がっていくと思います。

例えば、子どもの権利について興味のある人が、図書館に行ったときに関連書籍などに手が届く仕組みや、絵本や紙芝居の貸出をする前の資料として動画にして動画サイトにアップして興味をもってもらうなど、あらゆる手段で、松本市には子どもの権利に関する条例があることをみんなに知ってもらい、活用して、みんなの条例にしていくための一歩として、

私は、紙芝居や絵本から始められたら良いのではないかと思います。

【委員】

ＰＴＡ連合会でも、子どもの人権や権利に関することを学ぼうという勉強会を年４～５回開催しています。保護者の方から学び、家庭に伝えていければと思って続けています。

子どもの権利の講座というものが開催されているようですが、具体的にどのような内容なのか教えていただければ、ＰＴＡ連合会との連携も考えられるのですが、いかがでしょうか。

【会長】

子どもの権利に関する学習会と子どもの権利に関する講座については、資料を見ると別の事業となっていますが、内容が似ています。区別した方が良いかと思います。

【こども育成課】

子どもの権利の学習会と講座とは似た内容になっています。今後、事業名など検討していきたいと思います。

今までの講座は、大人向けのところが多く、民生委員・児童委員協議会の児童福祉部会、子育て支援ネットワーク研修会、児童館職員研修会となっています。お話をいただいた時に打ち合わせをしていますが、今までの講座ですと、権利条例ができるまでの経過と、条例の内容、それに基づいて行っている推進事業未来委員会や交流事業のことなどが主な内容です。

今年度初めて、児童館からの依頼を受けて、子どもを対象にした講座を行いましたが、その時には子どもの権利の紙芝居をつかって、読み聞かせをしてきました。先程、委員からもありましたように、対象者に向けてどんなものが適しているのか打合せしていく中で考えていきたい。

【会長】

良い取組みをしているので、戦略的に取り組んでほしいと思います。例えば、児童館で順番に学習会を行うといったことや、関係団体をリストアップしてつぶしていくなどを検討していただきたいと思います。こうしたことは、行政から声をかけて始めたほうがスムーズだと思います。連携・協働とは言いながらも、各団体の手を借りながら進めていただきたい。

他に、いかがですか。

【委員】
講座をやった後に、受講者がどうするか、受講者が自分に何ができるか、考えられるような、次につながるような企画が必要だと思います。

【委員】
絵本の作成についてですが、対象年齢、字数等、様々な検討課題があると思います。日々本に関わっている方の意見を聞くなどして作っていただきたいと思います。

【会長】
松本市には、本に関わっている方が多くいますので、そういったことは必要だと思います。
また、ある段階で子どもたちに実際に試して使ってから、修正・作成していった方が良いと思います。行政が伝えたいことばかりを前面に出しても、なかなか伝わらないので、何を求められているのか、どうしたら伝わるのかということを、聞きながら作成していくのが一番良いと思います。時間やお金を要するかもしれませんが、作っておいて使われないよりもずっと良いと思いますので検討してください。
他にいかがですか。

【委員】
子どもの権利条例があることのアピールをもっと進めることができないでしょうか。例えば、ガク都だと、駅に看板が掲げられていると思います。これに倣って、子どもの権利条例、略してＫＫＪのあるまち松本などＰＲをしていけないだろうかと思っています。

【会長】
非常に重要な事だと思います。以前も、松本山雅の選手を活用してＰＲするなどの話があったと思います。子どもに人気のある人を活用して「いじめはカッコ悪い」などのメッセージに乗せて、市で権利条例の事を付け加えるなど考えてみていただきたい。広報予算は削られる傾向にあると思いますので、知恵を発揮していくことが求められる分野です。ただいまの提案についても、是非考えていただきたいと思います。
また、行政の皆さんには、子どもの権利条例の内容、つまり、松本市がまち全体で子どもたちが生き生きと生活できる、子どもにやさしいまちにするという中身を知っているひとが非常に少ないことへの対応を、広報関係の方々に検討していただきたい。現状はあまり良い状態ではありません。
子どもの権利を学ぶと、お互いにお互いを大切にするという意識が身に付き、本当の意味での規範意識が身に付いてきます。自分自身が大切にされているという意識がなく、大人から言われる規範意識だけでは、互いを大切にするという意識は身に付きません。そうしたことのために、子どもにやさしいまちを、どのように図書館として推進していくか、広報分野として推進していくかということを是非考えていただきたいと思います。

それでは、続いて、施策の方向３「相談・救済」について各課から説明をお願いします。

≪こども育成課　説明≫

≪人権男女共生課　説明≫

≪こども福祉課　説明≫

≪学校指導課　説明≫

≪保育課　説明≫

【会長】

ご質問ございますでしょうか。

【副会長】

全体をとおしてなのですが、資料を見て、どのようなことが課題で、どのように取り組んだのか、どんな事業なのか、この資料のみでは分かり辛い部分があります。２７年度は何件といった数字のみでなく、子どもの権利条例ができてからどのように変わったのか、新たにできたことは何か、といったことが分かるようにしていただければ、議論もしやすいかと思います。

【会長】

委員会としては最終的に、計画の検証結果を報告することになります。そのためには、市として今年度どういった事業を、どういった効果があり、どんな課題があったのかを資料で示していただきたいと思います。市民にもある段階で公表していきますので、市民と一緒に子どもにやさしいまちづくりを推進していくには、もっと分かりやすい資料を作成する工夫をしていただきたいと思います。

いずれにしても、条例があることの意味、条例があることの効果に着目した資料がほしいと思っている委員が多いと思います。従来の事業をそのまま掲載しているだけだと、担当課の評価にはならないと思います。

他にいかがですか。

【委員】

こころの鈴は、明らかに子どもの権利条例によって立ち上げられた相談機関です。その他の相談機関については、条例の施行前から、実施されていることだと思いますが、すべてがこころの鈴と連携すべきかどうか、ある部分では連携して、ある部分では連携しない方が良い、といったこともあると思いますが、こころの鈴と連携した事例があるのか、連携したことによる良い事例があればお聞きしたいと思います。

【こころの鈴】

こころの鈴では、連携はできていると思います。相談を聞くなかで、虐待の事例であれば、こども福祉課と連携したり、ＬＧＢＴの子どもの事例については、専門性が高くなければ対応が難しく、人権男女共生課と連携した事例がありますし、学校に関する事例については、学校指導課と連携して対応した経過があります。

【委員】

そうした連携の事例が、資料から見えてくると、市民に公開したときにも、分かってもらえると思います。

【会長】
例えば、児童虐待であれば、虐待防止法やそれに基づく国の取組みに基づいて取り組むだけでなく、松本の場合は、子どもの権利条例ができたことにより、どのように児童虐待防止の取組みを進展させるようにするかということを検討しなければ、この条例を作った意味がありません。
例えば、実際に、要保護児童対策地域協議会の取り組みは、子どもの権利条例ができたことによって、実務者会議の対応をどのようにより良くしようとするのかという検討がなければ、従来のことをやるというだけでは、足りません。
松本の場合、児童虐待の通告件数は経年比較からすると増えているのでしょうか。それについては、どのように分析されますか。

【こども福祉課】
全体よりも減っています。これは、通告をする場所が、児童相談所やこども福祉課などに分散しているというのが考えられます。

【会長】
資料にある件数は、松本市のトータルで２３件ということでしょうか。

【こども福祉課】
２３件というのは松本市に相談のあった件数です。児童相談所にあった件数は把握していません。

【会長】
市は、当然児童相談所と協力して取り組んでいると思います。児童相談所の件数も分かると思いますので、松本市全体における児童虐待の取組みについての何らかの進展があったのかどうか考えていくのは非常に重要な事だと思います。
こころの鈴についても同様で、体制や認知度、救済をより良くするための取組みをしていると思いますが、今度からは県の子ども支援センターに直接相談がいく場合もありますので、そういったところとの連携も考えていく必要があると思います。そういった意味で、市役所だけの取組みではなく、松本市全体、トータルでの取組みという視点も出てくると思います。
話を戻しますと、要保護児童対策地域協議会についても、条例ができ、まち全体で子どもの育ちを支えていくというなかで、どのように活かしていくのかという視点が必要になってくると思います。これは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについても同じです。
連携というとなかなか難しいとは思いますが、行政同士の連携のために、条例があるということを前面押し出して取り組んでいっていただきたいと思います。

【委員】
虐待の件数、特に心理的虐待が非常に増えているということを聞きました。例えば、保育園の先生が様子がおかしい子どもをみつけて、話を聞くことは以前からあったことだと思いますし、資料にも相談に乗った旨が記載されていますが、条例ができたことにより先生の意識がどう変わったのか、条例を先

生たちも勉強することで、意識を持って保護者と対応していくことは大切だと思います。

【会長】
　他にいかがですか。

【委員】
　保育課やこども福祉課のように、子育てを支える方を取りまとめている課なので、保育士や相談窓口にいる方に、子どもの権利条例を認識してもらえるような研修会を開催していく方向も考えていただきたいと思います。条例は作っただけで終わるのではなく、市民に届けることが大切だと思います。市民のなかには、条例のことを知らない人の方が圧倒的に多いので、まず、子育てを支援している方が条例のことを知らなければ、課題は見えてこないと思います。まずは、現場にいる方たちが条例のことを知って、そのうえで、自分が実際にやる仕事のどこに権利条例を活かすかという課題意識があって初めて、目標が見えてくると思います。それぞれの課が、どれだけのスタッフを抱えていて、その人たちに条例を知ってもらう研修や勉強会をしていくのか、しているのか、これからしたいのか、というのを見せていただけると、具体的な事業のひとつとしてそういったことも捉えていただければと思います。

【会長】
　松本は、スクールソーシャルワーカーは１人ということですが、県費のスクールカウンセラーは何人で、どれくらいの学校をカバーしていますか。

【学校指導課】
　松本市教育委員会管内では、２７年度９名で、大体３０校をカバーしています。学校を回る頻度については、学校からの要請回数によって異なります。拠点中学が割り振りをしています。

【会長】
　定期的に回ると言うよりは、要請によって回るということでしょうか。

【学校指導課】
　ほぼ定期的にはなっています。多少、月によっては日数が前後します。

【会長】
　事業番頭９６番の「心の問題に関わる専門家を配置します。」という部分では、スクールカウンセラーが念頭に置かれていたと思いますが、これについて、いかがですか。もう少しスクールカウンセラーの数が多い方が良いなどはありますか。

【委員】
　学校によっても違うと思いますが、十分かと言われれば十分とは言いづらい状況です。
　スクールカウンセラーの方が来てくれる時には、事前に保護者や子どもが予約をしていますので、受容度は高いです。相談する子どもや保護者はまだ良いのですが、それすらもしない、できない子どももいます。校長としても担任としても、第三者が入った方が良いと判断した場合には、中信教育事務所に

依頼してスクールソーシャルワーカーに来ていただくことはあります。
色々な事案、家庭がありますので、これで足りるという数はないのではないかと思います。これだけの事案があるから、これだけの支援者が必要だという分析は難しいところがあります。

【会長】
予約制になっているという問題もあると思います。カウンセラーがもっと頻繁に学校を訪れていたら、相談の件数も更に多いということがあると思います。虐待防止にも関連しますが、相談しても良いんだ、通告しても良いんだという意識が根付いてくると、相談件数は増えます。
委員が言ったように、第三者が入った方が良いといったような判断など、学校の先生の努力で支えられている部分がありますが、先生の負担にはなっていると思います。そこに、子どもの問題に取り組む第三者がいると大きな支援になると思いますが、そうした学校支援が十分ではありません。こうしたところに人やお金がもう少しかけられれば良いと思います。費用対効果を考えても、初期に上手く対応ができずに後々子どもや家庭が昨日しなくなり、大きな問題になっていく方がよほど大変だと思うので、十分にプラスだと思います。
そういう意味では、担当者としても増やしてほしいと考えているとは思いますが、例えば松本市の規模でスクールソーシャルワーカーが１人というのは、今の子どもたちの状況をふまえるとありえないと思います。スクールカウンセラーも増やしていかなければ、今話があったように、子どもたちの状況が複雑化しているので、非常に丁寧な対応を求められますし、連携しなければ解決できない事案もあると思いますので、それを支える対応を学校に迫るのは無理だと思います。
他にいかがですか。

【委員】
貧困家庭もすごく増えていますし、外国人家庭も増えています。食事も満足にできない家庭も増えていますので、学校の給食が唯一の食事という子どももいます。地域によっては、子ども食堂の取組みもしていると思いますが、全てを学校に任せるのは限界がありますし、そこに地域の手が入ったり、支えが入ることが必要だと思います。学校任せにするのではなく、皆で連携していかなければ、格差が広がっていくのではないかと思います。

【会長】
相談事業は、次回検討する居場所事業とも関係しています。子どもたちが安心できる場所で相談することが、ふさわしい場所につながっていくかというところは非常に大きいです。既存の相談事業が連携する、連携するためには人がつながらなければ機能しません。松本であれば、既存の機関が、例えばこころの鈴と連携して、より良い解決を見出すということができるはずです。こころの鈴は随分進展してきています。対応にしても、メンバーにしても、相談の内容にしても進展しています。進展すればするほど相談は増えていきます。アンケート結果を見ても、それは明らかです。
例えば、子どもたちが友だちからされていやな思いをしたことで、一番多いのは「心を傷つける言葉を言われる」ことですが、こうした場合には、学校や家庭との連携が始まります。自分が伝えたいことを否定的な相手を傷つけるメッセージではなく、より肯定的なメッセージで伝えるにはどうするか、学校や家庭はどう取り組んでいくか、どうコミュニケーション能力を育んでいくか、ということにつながっていきます。

総合条例をもって、総合的に子どもを主体に取り組んでいくことについては、課題や解決方法など、色々な部分がつながってきます。この部署だけが取り組んでいれば良い問題ではないということが、お互いに共有されることに非常に意味があります。

アンケート結果からすると、こころの鈴への相談件数はもっと多くてもおかしくはないと思いますが、それと同時に「いやな思いをしたことがない」という回答が一番多いのは、非常に重要なことだと思います。家庭や学校や地域がそうした状況を支えているということです。一方で、学校や施設の職員から、なぐられたり叩かれたりする子どもがいることは、軽視すべきではありません。こうした子どもたちの実態から相談事業のありようを、どのように改善していけば良いかという指標としてアンケートも活用していきたいと思います。

確かに、人もお金もすぐに解決する問題ではないと思いますが、学校が抱えきれないほどの課題を抱えながら、先生が取り組んでいるという現状を共有するのであれば、もっと学校を支えるための具体的な整備が必要だということになるでしょうし、困難な家庭についても同じことが言えます。

条例を作る段階から言っていることですが、アルプキッズ支援事業は非常に良い事業だと思います。チームで継続しながら連携していくということが、他の相談救済事業でも展開してくことができないでしょうか。専門家を含めたチームで子どもや家庭を支えていくということを、是非検討していただきたいと思います。

条例にしても計画にしても、こころの鈴をベースにして、関連する既存の事業と関連しながら、子どもたちを支援していこうというところが、この計画の基本的な考え方であるところは間違いありません。

それでは、施策の方向２、３全体を含めて何かありますでしょうか。

【委員】

こころの鈴も、子どもたちに知ってもらうことが大切だと思いますし、そのためにこれまで努力されて、この委員会での意見も吸い上げてくださっているとは思いますが、学校からの配布物は、学校生活における範疇と考えがちなのかなと思います。例えば、通信を見ると、学校のテストのことなどが書いてありますが、学校のことだけでなく家庭のことや日々の生活のことで、苦しいときにどうすれば良いのかという相談も受け付けているということも、分かりやすい言葉で発信していただきたいと思いました。

また、前にも話題がありましたが、カードではなく、シールにして、ランドセルに貼ってもらうと、子どもたちも紛失しなくて良いのではないかと思いました。

【会長】

繰り返しになりますが、こころの鈴の取組みは前進していると思います。しかしながら、認知度が依然として低いことを、どう改善していくのかを検討していくことになると思います。ただいまの委員の意見も参考にしながら取り組んでいっていただきたいと思います。

こころの鈴は、子どもからのＳＯＳを受け止めるひとつの重要な鍵だということを考えると今の体制では十分ではないのではないかと思いますので、是非検討していただきたいと思います。

【委員】

今回の資料に、こどもプラザのことは載っていませんが、こどもプラザでも親からの相談をたくさん

受けていると思います。保育園や小学校に行くようになれば、子ども自身がＳＯＳを出すことができるようになりますが、赤ちゃんのころというのは自分でＳＯＳを出すことができません。赤ちゃんが健やかに育つことで、母親の心の支えにもなると思います。母親たちも、色々な悩みを抱えている家庭が多く、気持ちに余裕がないと、子どもに当たってしまうなど、子どもの育ちにも大きな影響があると思います。そうしたなかで、こどもプラザなどの施設で、気軽に母親が訪ねたり、相談ができることは大切だと思いますので、一層充実していただければと思います。

【こども育成課】
それに関連して、１０月からの事業にはなりますが、子育てコンシェルジュをこどもプラザに、健康づくり課にも母子保健コーディネーターを配置することになっています。来年４月には、もう少し拡充したかたちで職員を配置していければと考えています。そうした専門の職員を配置することで、各部署との連携を密にすることができると考えています。

【会長】
非常に重要なことだと思いますので、資料の方にもそうした経過を書いていただければと思います。
他にいかがでしょうか。

【委員】
以前、子どもたちに、こころの鈴を知っているかどうか聞いてみたところ、知らないという子がほとんどでしたが、カードを見せたところ、カードは見たことがあると答えてくれました。もしかしたら、「こころの鈴」という名前までは把握できていなくても、カードを見てはいるので、必要なときに思い出すと思うので、取組みを継続していただきたいと思います。

【会長】
よろしいでしょうか。
次回は子どもの参加と居場所について、検討していきたいと思います。
今のところ、現在の委員の皆さんの任期は来年９月までとなっています。この計画は５年計画ですので、来年は中間年にあたります。できれば、委員会としては中間報告をして、一層子どもにやさしいまちづくりを推進していくための報告と検討を市と一緒に考えていきたいと思います。そうしたところ、どうしても委員会の回数が不十分ですので、委員会内で小規模なチームを作って、広報部門、相談救済部門、参加部門、居場所部門として、チームごとボランティアとして集まって検討していきたいと考えていますが、いかがでしょうか。
それでは、ご了承いただけましたので、次回、チームについて、本格的に考えていきたいと思います。勿論、全員が強制的にこのチームに入らなければいけないわけではありませんので、ご承知おきいただければと思います。
報告の形式をどうするかについても、改めて検討していきたいと思います。ひとつひとつの事業に対して委員会の検証を報告するのか、分野ごとまとめて委員会の検証を報告するのか、後者の方が良いとは思いますが、報告形式についても次々回に検討したいと考えております。
それでは、次回は参加と居場所に関する施策について検討していきますが、事務局も今日の委員会を踏まえて、資料を一層の充実をはかるなど、工夫をしていただきたいと思います。

【部長】
本日は誠にありがとうございました。
会長をはじめとする委員の皆さんからもありましたとおり、庁内の職員自身が、子どもの権利条例というすばらしい条例を持っているという自覚を持って取り組んでいくことが重要だと思いました。次回の資料につきましても、ご指摘を受けたことを受け止め、分かりやすい資料に改善をしたいと思います。
先程、こども育成課の職員からも話がありましたが、複雑な子どもが増えているということで、１０月から子育てコンシェルジュという連携を図るためのキーとなる職員を配置することとなりましたので、支えていただければと思います。
また、委員会でも話がありました、子どもの権利の条例のアピールにつきましては、議員さんからも意見をいただきまして、子ども未来委員会の委員に看板を作ってもらい、庁内に掲示することを考えております。
こころの鈴につきましても、一層の拡充の必要があると思いますが、９月に深刻な相談が増えたことを受けまして、１０月に非公開の教育研究会がありますので、相談員と教育委員の皆さんと意見交換をしていくことを考えております。
そうしたかたちで、子どもの権利条例を自覚した取組みを進めていきたいと考えておりますので、ぜひこれからもご協力をお願いいたします。